



## 【危害・危険情報】

令和5年12月18日  
生活文化スポーツ局

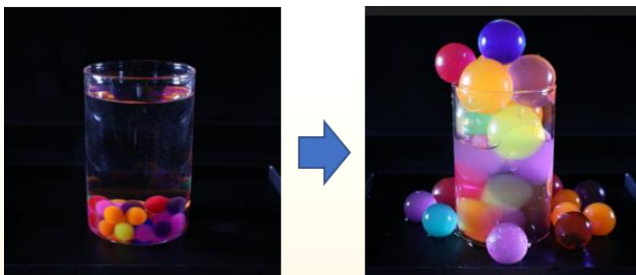
# PSC マークついていますか？

「**吸水性合成樹脂製玩具**（水で膨らむボールなど）」及び「**磁石製娯楽用品**（マグネットセットなど）」は、令和5年6月19日に**消費生活用製品安全法**の**特定製品（PSC）の指定\***となりました。経過措置期間が終了した令和5年12月19日以降は、**PSC マークを表示した製品でなければ販売が出来ません**。購入時には PSC マークが表示されているか確認し、取扱いに注意して使用しましょう。



## 規制対象製品（例）

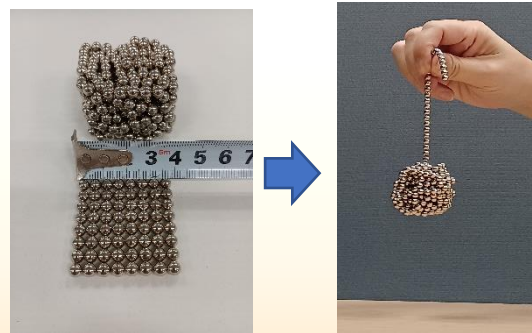
### 吸水性合成樹脂製玩具（水で膨らむボール）



「水で膨らむボール」の吸水前後の変化  
（左：浸水開始時 右：30 時間後）

提供：NITE

### 磁石製娯楽用品（マグネットセット）



磁石の大きさ

磁石を吊り下げ

## 使用上の注意事項

- ・ **対象年齢未満の子供には絶対に使用させない**てください。
- ・ 対象年齢以上であっても、子供が使用するときは**保護者と一緒**に使用しましょう。
- ・ 子供が容易に**持ち出せない場所に保管**しましょう。
- ・ 対象年齢未満の子供がいるご家庭では、製品の購入を控えましょう。
- ・ **誤飲した可能性がある場合は、すぐに医療機関を受診**しましょう。  
受診する際は、**商品やパッケージを持参**するなどして、医師に誤飲したものに  
関する情報をできるだけ伝えるようにしましょう。

※消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令

令和5年5月19日公布／令和5年6月19日施行（6ヶ月間の経過措置期間有）

（令和5年12月19日以降は**技術基準を満たし PSC マークを表示したものでなければ市場での販売が出来ません**。）

### 【参考】

- ・ 「水で膨らむボール」の誤飲事故に注意！ 東京暮らし WEB（令和5年6月8日）  
[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/attention/2023/kigaikiken/water\\_ball\\_psc.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/attention/2023/kigaikiken/water_ball_psc.html)
- ・ 消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（改正：令和5年7月24日）  
（特定製品の適用範囲や満たすべき基準についての運用及び解釈） 経済産業省  
<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20230724tsutatsukaisei.pdf>

詳しくはこちらをご覧ください。



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp>



問合せ先

東京都生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課

電話 03-5388-3055